

### Ⅲ 令和7年度 佐久市子育て支援施策メニュー

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課等	新規 変更 拡大
<b>●母子保健事業</b>					
1	すこやか相談室	発育、発達、育児等母子保健全般にわたる総合相談窓口	市民	健康づくり推進課	
2	母子健康手帳交付 妊婦保健指導事業	妊娠届出時における母子手帳の交付、妊婦相談・保健指導、子育てアンケートの実施	妊婦とその家族		
3	出生時保健指導事業	出生届出時における育児相談・保健指導、赤ちゃん手帳交付、乳児一般健康診査受診票交付、お父さんアンケートの実施	産婦又はその家族		
4	妊婦一般健康診査（受診票） 交付	県内医療機関にて妊婦一般健康診査を受診するための受診票23枚を交付	妊婦		
5	妊婦一般健康診査県外受診費用 補助	里帰り等で県外で妊婦一般健康診査を受診した者に所定の受診費用を補助	該当する妊婦		
6	産婦健康診査（受診票）交付	県内医療機関にて産婦健康診査を受診するための受診票2枚を交付	産婦		
7	産婦健康診査県外受診費用補 助	里帰り等で県外で産婦健康診査を受診した者に所定の受診費用を補助	該当する産婦		
8	新生児聴覚検査（受診票）交 付	県内医療機関にて新生児聴覚検査を受検するための受検票1枚を交付	新生児		
9	新生児聴覚検査県外受検費用 補助	里帰り等で県外で新生児聴覚検査を受検した者に所定の受検費用を補助	該当する新生児		
10	1か月児健康診査（受診票） 交付	県内医療機関にて1か月児健康診査を受診するための受検票1枚を交付	新生児		新規
11	1か月児健康診査県外受診費用 補助	里帰り等で県外で1か月児健康診査を受診した者に所定の受診費用を補助	該当する新生児		新規
12	乳児一般健康診査（受診票） 交付	県内医療機関にて7か月児健康診査を受診するための受診票1枚を交付	該当する乳児		
13	妊婦支援給付金	妊娠した方に対する経済的支援を実施	妊娠した方		変更
14	産前学級“パパママ教室”	助産師による講話や保健指導、栄養士による栄養講話、個別相談等を実施（年24回）	妊婦とその家族		
15	子育てママさんサポート事業 （養育支援訪問事業）	育児支援が必要な家族に対し、保健師・助産師が継続して支援を行う	育児支援を必要とする妊婦 と児のいる家族		
16	こんにちは赤ちゃん事業 （乳児家庭全戸訪問事業） 産婦訪問指導事業	乳児の健やかな発育発達のため、保健師・助産師が訪問指導を実施	生後4か月までの乳児・ 産婦及びその家族		
17	産後ケア事業	母親の心身の状況に応じ、医療機関等に宿泊・来所または訪問等により助産師による乳房ケアや授乳指導、母親の心身のケア等を実施	専門的な支援が必要と認められた家庭		拡大
18	離乳食教室 “はい あーんして”	栄養講話、すりつぶし体験、試食等 各保健センターにて実施（年26回）	生後3～4か月児と その家族		
19	離乳食教室 “もぐもぐできるかな”	栄養相談及び離乳食の試食等 各保健センターにて実施（年30回）	生後8～9か月児と その家族		
20	乳児健康診査	4・10か月児健診：各保健センターにて実施（4か月：年48回、10か月：年48回） 1・7か月児健診：医療機関にて個別健診	1・4・7・10か月児		拡大
21	幼児健康診査	1歳6か月児健診 各保健センターにて実施（年32回） 3歳児健診 各保健センターにて実施（年40回）	1歳7～9か月児 3歳1～3か月児		
22	のびのび広場	乳幼児健診後のフォロー、育児相談、保健指導を個別に実施	乳幼児とその家族		
23	いきいき相談 （心理・言語）	公認心理師による心理相談、言語聴覚士による言語相談を実施 （心理12回、言語14回）予約制	希望者及び相談が必要な児とその家族		
24	発達支援教室 “元気っ子クラブ”	幼児健診等において発達や育児のフォローを必要とした親子のための発達支援、育児支援教室（年23回）	支援が必要な児とその家族		
25	プレコンセプションケア 周知啓発	妊娠前の健康管理を意味し、若い男女が将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合うことを周知啓発する	市民		
26	コウノトリ支援事業	不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する保険診療外の費用の一部を助成する	不妊治療及び不育症治療 をしている夫婦		
<b>●小児医療事業</b>					
27	佐久地域休日小児科急病診療 センター事業	日曜、祝日及び年末年始（12/31～1/3）の午前中、市立浅間総合病院内にて、佐久医師会等の協力による小児科の急病患者的の診療を実施	乳幼児から中学生	健康づくり推進課	
28	子育て力向上事業 教えて！ドクター	子どもの疾病と家庭でのケアに関する冊子の配付や無料アプリ、Webページ、小児科医による出前講座により、子育て世帯の不安軽減と子育て力向上を図る	子育て中の保護者		変更
<b>●口腔歯科保健事業</b>					
29	お口の相談日	歯科衛生士が歯科相談（歯のみがき方など）に対応	市民	健康づくり推進課	
30	歯周病（義歯）検診	実施医療機関での歯科検診、口腔衛生指導	妊婦		変更
31	2歳児歯つばい教室	歯科健診・歯科相談・上の前歯のフッ素塗布（希望者のみ）	2歳2～3か月児とその 保護者		
32	乳幼児歯科保健指導	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健診で歯科保健個別指導を実施	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児とその 保護者		
33	幼児歯科健康診査	母子保健法に基づき、1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を実施	1歳6か月児・3歳児		

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課等	新規 変更 拡大
34	保育園・幼稚園口腔衛生指導	歯科衛生士によるう歯予防の話、ブラッシング指導等を実施 また、年長児を対象に歯の染め出しを実施	園児	健康づくり推進課	
35	子育てサロン等う歯予防講座	子育てサロン等において、歯科衛生士によるう歯予防の話・指導を実施	子育てサロン等参加者		
36	う歯放置対策事業	保育所、幼稚園等で重症のう歯により、日常生活に支障がある幼児の保護者に対して治療を促す	就学前児童・保護者		
37	小・中学校口腔衛生指導	小中学校の児童・生徒を対象に歯科衛生士がう歯・歯肉炎予防の話、ブラッシング指導等を実施	小中学校児童・生徒		
38	フッ素洗口法によるう歯予防事業	年長児を対象に0.05%フッ化ナトリウム水溶液を用いて週5回、市立小中学校児童・生徒を対象に、0.2%のフッ化ナトリウム水溶液を用いて週1回洗口を実施	保育園・幼稚園の年長児 市立小中学校児童・生徒		
39	障がい児訪問歯科指導	在宅療養の障がい児宅を歯科衛生士が訪問し、歯科保健指導等を実施	在宅療養障がい児		
40	障がい児（者）施設等歯科指導	指導を希望する施設等の利用者を対象に歯科衛生士による、う歯・歯周病予防の話、ブラッシング指導等を実施	障がい児（者）施設等利用者		
41	佐久市休日救急歯科診療所事業	日曜・祝祭日・お盆・年末年始に佐久歯科医師会の運営により、サングリモ中込口腔歯科保健センター内に設置した歯科診療施設で救急歯科診療に対応	救急対象者		
●予防接種事業					
42	予防接種法による定期予防接種の実施	五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、子宮頸がん予防、ヒブ（インフルエンザ菌Ⅱ型）、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルスの予防接種を実施する	乳幼児・児童生徒	健康づくり推進課	
43	任意接種費用の助成	生まれてくる赤ちゃんのための風しん予防接種費用の一部を助成する	長野県風しん抗体検査結果で予防接種が必要とされた方		
44		おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する	1歳以上2歳未満		
45	広報・FM等による啓発	健診時等に予防接種等のお知らせ、新規事業啓発記事等の記載 広報・FMさくくだいら・健康カレンダー等による啓発	市民		
●食育					
46	食育の推進	食育基本計画の基本目標を基に、妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期等、各ライフステージに応じた取り組みを展開し、食育を推進する	妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期等にある児童・生徒	健康づくり推進課	
47	食育講座キッズキッチン	子どもたちが、五感を通して料理を体験し、たくましく生きる力を育てる体験プログラム	児童	子育て支援課	
48	子ども公民館	親子でおやつ作りなどに挑戦しながら食に関する知識や技術を学び、食を大切にすることを育てる	小学生とその保護者	中央公民館	
●公民館子育て支援事業					
49	乳幼児学級事業	各地区館及び本館において乳幼児と保護者がつどい交流し、地域におけるつながりを育む中で、我が子にあった「私の子育て」について考えていく学習の場	乳幼児親子等	中央公民館	
50	小中学生の公民館体験学習	公民館学習グループの指導により公民館体験学習を行い、公民館活動への理解と交流を深める	小学3・4年生 中学3年生		
51	親子ふれあい学級	各地区館での制作活動や体験学習等を通して、親及び祖父母とのふれあいや、他の家族等と交流し合うことで協調性を学び子どもの健全育成を図る	児童・保護者等		
52	公民館ホール活用事業	県下で活動している団体の芸術性の高い演奏会を広く市民に提供すると共に、親子で鑑賞することにより親睦を図る	小学生・中学生・高校生 一般市民		
●青少年健全育成等推進事業					
53	ジュニアリーダー研修事業	市内の小学校5、6年生を対象に、「自分で考え行動する力」を持った人間性豊かな子どもの育成と地域のリーダーとしての力を身につけるために様々な体験活動を実施する	小学校5・6年生	生涯学習課	
54	銀河連邦子ども留学交流事業	銀河連邦7共和国の代表児童が一堂に会し、体験活動を通して友好を深め、各共和国の相互理解と、宇宙への夢とロマンを育む	小学校5年生		
55	English Camp in SAKU事業	小学校5、6年生を対象に、自然の中での活動を通して、英語を身近に感じ、英語に親しむきっかけづくりを目的として実施する	小学校5・6年生		新規
56	佐久市子どもまつり	「親子で体験」「ものづくり」をテーマに、親子で様々な遊具などを作成し、手作りの楽しさにふれながら、幅広い年齢層の指導者との交流を図る	幼稚園児・保育園児・小学生		
57	ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修）	市内中学生を対象として、姉妹都市エストニア共和国サク市及びモンゴル国ウランバートル市スフバートル区の研修・交流を実施し、国際感覚を身につける	中学生		変更
58	ふるさと創生人材育成事業（子ども交流研修）	姉妹都市エストニア共和国サク市及びモンゴル国ウランバートル市スフバートル区の中学生を受け入れ、研修・交流を通し、友好を深める	小学生・中学生		
59	少年センター情報誌「佐久っ子だより」の発行	子ども向け情報誌「佐久っ子だより」を年4回発行。市内の各保育園・幼稚園・小学校の子どもたちの家庭に配布するとともに、児童館・図書館等市内公的機関に設置し、広く市民に子ども向けの情報を提供する	幼稚園児・保育園児・小学生		
60	少年センター育成推進協議会活動費交付金	各地区の少年センター育成推進員と、地区育成会、支部PTA、子ども会等と連携した地域活動や地域体験活動に対して、補助金を交付し育成活動を支援する	幼稚園児・保育園児・小学生・中学生・高校生		

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課等	新規 変更 拡大
61	青少年補導事業	街頭補導活動等の中で下校途中の児童・生徒への「愛のひと声」活動を実施する。市内の小・中・高等学校に訪問し、情報交換を実施する。公民館報の中の「少年センターだより」で、補導委員の補導活動状況や青少年を取り巻く問題等を掲載し、広く市民に啓発する	小学生・中学生・高校生	生涯学習課	
62	学習室の設置	生涯学習センター内に「学習室」を設置し、子どもたちが安全に自主学習できる場を提供する	小学生・中学生・高校生		
●子育て支援事業					
63	つどいの広場事業	乳幼児を持つ保護者等を対象に子どもとともに参加し、身近な相談や交流ができるよう週3～5回5会場で開催する。また、子育て不安の軽減と育児知識の普及を図るため育児講座などを開催する	市内在住の概ね3歳未満児と保護者等	子育て支援課	
64	子育てサロン事業	子育て真っ最中の保護者等の育児不安の軽減を図るため、就学前児童と保護者等が気軽に集まって遊びながら情報交換したり、悩みを相談できるよう、児童館で月1～2回開催（年300回程度）する。また、子育て不安の軽減と育児知識の普及を図るため育児講座・食育講座などを開催する	市内在住の就学前児童と保護者等		
65	多胎児を持つ親の会への支援「さくらんぼキッズ」	多胎児をもつ親と多胎妊婦を対象に子育てサロンを実施し、情報交換と交流の場の提供、多胎児育児を支援するための個別相談を行う	多胎児の就学前児童と保護者等		
66	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後や休日等の生活の場及び遊びを提供する事業。市は民設民営の放課後児童クラブに運営費を補助する	小学生とその保護者		
67	子育て家庭優待パスポート事業	18歳未満の子ども、もしくは妊婦がいる世帯に対して、地域の企業、店舗、施設が各種サービスを提供する	18歳未満の子ども世帯・もしくは妊婦がいる世帯		
68	家庭児童相談運営事業・家庭児童相談事業	児童の性格・生活習慣・学校生活・非行・家族環境等の養育問題について、子ども特別対策推進員及び家庭児童相談員が関係機関等と連携し相談を行う	児童及びその家族		
69	保育所巡回相談	市保育所障がい児利用検討委員が、公立保育所を訪問し、子どもに応じた対応方法の助言を行う	児童・保護者・保育士		
70	要保護児童対策地域協議会設置運営	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等と情報交換・連携・協力を行う	関係者		
71	子育て支援短期入所事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合、当該児童を一時的に児童養護施設等に入所させ養育し、児童の福祉の増進を図るとともに、家庭における子育てを支援する	児童とその保護者		
72	チャイルドライン支援事業	子どもに寄り添う電話「チャイルドライン」を運営する団体を支援し、補助金を交付する	運営団体		
73	オールマイティ1年生事業	体験学習施設等の利用料金を無償とすることで、子育て家庭を応援するとともに、観光復興を図り、交流人口創出の一助とする	世界の小学1年生		
74	子育て期の女性就業相談（県連携）	子育て世代の女性に対し、就労に関する悩みや不安の軽減を図り、就労に向けての支援を行う。（県地域就労支援センターと連携）	子育て中の母親		
75	子育てサークル活動支援事業	活動支援（情報提供・活動公開）を行い、ネットワーク化を促進する	子育てサークル等		
76	子育て支援情報の提供	福祉のしおり、赤ちゃん手帳により子育て支援情報を提供する	子育て中の家庭等		
77	子育てなんでも相談室（利用者支援事業）	教育・保育施設や各種子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供や相談助言等を行う	妊婦及び子育て中の保護者等		
●心身障がい児対策事業					
78	療育支援センター管理運営事業	児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」として、障がい児等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、健全な親子関係の形成のための指導援助を行うほか、障がい児に関する相談、講演会、関係者の研修会、情報交換のための事業を行う	障がい児又は発達障害の気になる児童と保護者等及び関係機関	福祉課	
79	保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）	市内保育園・幼稚園において、発達の気になる児童等について専門知識を持つ公認心理師等の職員が訪問し、保護者若しくは保育士等からの相談に応じて必要な助言、指導、発達検査等を実施する	発達の気になる児童及び保護者、関係者		
80	発達障がい児支援担当者連絡会議	庁内の保健、保育、福祉、教育の部署の関係者が一堂に会する機会を設け、発達の気になる児童等に係る支援施策の検討、情報共有、知識技能の向上等横断的な連携を図る	発達支援関係職員		
81	加配保育士研修	障がい児加配保育士等の資質向上を図る	障がい児加配保育士	子育て支援課	
●子ども未来館					
82	子ども未来館運営事業	子どもたちの科学的探究心や自発的、創造的実践活動を通して、次代を担う子どもたちの未来への夢を育み健全な成長を図る	幼児から大人	子育て支援課	
●児童館事業					
83	児童館運営事業	19児童館の運営事業	市内在住または市内小学校就学児童	子育て支援課	変更
84	児童館の日曜開館	日曜日における留守家庭児童等への対応として、岩村田児童館・中込児童館で実施	市内在住または市内小学校就学児童		変更
85	養護学校児童生徒の受け入れ	重度の障害のある児童・生徒に遊びや活動の場を提供するため、児童生徒の受け入れを実施	養護学校児童・生徒		
86	児童館午前中開放事業	小学生が利用しない平日の午前中に、親子で安心して遊ぶことができ、また、子育てに関する情報交換・交流の場として、5児童館を開放	市内在住の就学前児童とその保護者		変更

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課等	新規 変更 拡大	
87	児童館に集まれ事業	休日の児童館において、大人のボランティアと接しながら、周辺の施設や自然を活用した活動・体験を行う事業	市内在住または市内小学校就学児童	子育て支援課	変更	
<b>●児童保育・教育事業</b>						
88	公立保育所運営事業	公立保育所15園の運営事業	公立保育所	子育て支援課		
89	私立保育所等委託事業	私立保育所8園・認定こども園4園・小規模保育事業所2園への児童保育の委託等実施	私立保育所・私立認定こども園・私立小規模保育事業所			変更
90	私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園に対して運営費を補助し、教育環境の充実に支援	私立幼稚園			
91	幼児教育・保育の無償化	保育所、認定こども園、幼稚園等を利用した際に要する費用の負担軽減	保育所・認定こども園・幼稚園等保護者			
92	多子世帯の保育料軽減	多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減し、第3子以降を生み育てやすい環境を整えるため、第3子以降の子の保育所等保育料を無料とする	多子世帯保護者			
93	通園費補助事業	最寄りの保育所までの距離が4km以上ある遠距離通園児の保護者に対して通園費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図る	公立・私立保育所保護者			
94	障がい児保育事業	集団保育が可能な保育を必要とする障がい児を保育所で受け入れる事業	就学前児童			
95	延長保育事業	保護者の就労等を支援するため、認定時間（保育標準時間又は保育短時間）を超えて保育を実施する事業	就学前児童			
96	乳児保育事業	働く保護者の就労と保育を支援するため、乳児を受け入れる事業	乳児			
97	一時預かり（預かり保育）事業	保育所の一時預かり事業は、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に保育する事業。幼稚園の預かり保育は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに実施する事業	就学前児童			
98	1歳児保育推進事業	国の保育士配置基準では、1人の保育士が6人の児童を保育することとされているが、充実した保育を実施するため1人の保育士が児童4人の保育を実施する事業	1歳児			
99	病児・病後児保育事業	子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にある児童を保育所等の専用スペースで一時的に預かる事業	1歳から就学前児童			
100	広域入所保育事業	保護者の勤務等の都合により、居住地以外の市町村の保育所に児童を預けたり、受け入れる事業	就学前児童			
101	保育所の地域活動事業	保育事業を通して未就園児、小学校低学年児童、高齢者との世代間交流を図る事業（未就園児交流等）	市民			
102	保育所における地域子育て支援拠点事業	子育て家庭に対し、育児相談・料理教室・講演会等を開催し、育児支援を行う事業	就学前児童とその家族			
103	休日保育事業	休日に、保育を必要とする児童の保育を行うことにより、子育てと就労の両立を支援する事業	保育所通所児童			
104	保育キーパー事業	児童と高齢者の交流を図ることにより児童の情操教育と高齢者のいきがいづくりを推進する事業	公立保育所			
105	公立保育園苦情相談窓口の設置	公立保育園の児童・保護者の苦情・要望等に、迅速かつ適切に対応するため、第三者を加えた苦情相談窓口を設置し、保育サービスの向上を図る	公立保育所			
106	すくすく佐久っこ運動あそびプログラム実践事業	脳の成長が最も著しい時期と言われる保育園児、幼稚園児に対して適切な幼児全身運動プログラムを実施する。また実践保育士を養成する研修を実施する	園児・保育士等			
107	保育施設等整備事業	公立保育所の大規模修繕及び改築	保育所			
108	保育施設改修・維持管理事業	保育所の施設改修、維持管理	保育所			
109	信州やまほいく	信州型自然保育認定制度により信州型自然団体（普及型）に認定されており、地域の自然を生かした自然保育を実施	保育所			
110	保育士修学資金貸付事業	指定保育士養成施設での修学に係る資金を貸し付ける事業	指定保育士養成施設に在学中の者			
111	保育士等就労奨励金事業	市内の保育所等において非正規で勤務する保育士等に対し、勤務時間に応じ、就労奨励金を交付する	市内保育所等において非正規で勤務する保育士等	新規		
<b>●児童遊園補助事業</b>						
112	児童遊園遊具設置等事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進を図り、情操豊かにするとともに、事故から児童を守るために、区が行う児童遊園の遊具設置、更新、補修又は撤去に要する経費に対し、補助を行う	区	子育て支援課		
<b>●母子等福祉事業</b>						
113	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る	ひとり親家庭等	子育て支援課	変更	
114	県母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立、福祉増進を図るため、県の貸付制度の相談及び申請窓口事務を行う	ひとり親家庭等			
115	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、6か月以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため訓練促進費を支給する	ひとり親家庭の母または父			
116	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母または父、もしくはその子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象講座を受講する受講費の一部を助成する	ひとり親家庭の母または父または子ども			
117	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の母または父が、就労に必要な教育訓練講座を受講した場合、指定講座の修了者に給付金を支給する	ひとり親家庭の母または父			
118	助産施設入所事業	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対して、妊娠、出産の適正時期に助産施設への入所を支援する	妊産婦			

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課等	新規 変更 拡大
119	母子生活支援施設入所事業	配偶者のない女子等の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設で保護する	該当する保護者及び児童	子育て支援課	
120	母子父子家庭等福祉医療費給付事業	ひとり親家庭で18歳までの子どもを養育している者とその子ども、父母のいない子どもが、医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成をする（一部要件により20歳まで延長）	18歳までの子どもを養育するひとり親等とその子ども（一部要件により20歳まで延長）	国保医療課	
121	プレママ医療費給付事業	母子手帳交付月の初日又は転入日から出産（流産・死産含む）の翌月末までの間にある妊産婦が、医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成をする	妊産婦		
<b>●障がい児福祉事業</b>					
122	特別児童扶養手当支給事業	障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に支給する	20歳未満の対象児を養育している父母等	福祉課	
123	障害児福祉手当支給事業	常時介護を要する在宅の重度障がい児に対して支給する	20歳未満の対象児		
124	心身障がい児タイムケア事業	在宅の心身障がい児が家庭において一時的に介護できない時、障がい児を民間団体又は近隣等に介護を委託する事業（年間300時間以内）	18歳未満の在宅の対象児		
125	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、早期に補聴器を装用することにより、言語の習得および周囲とのコミュニケーションの円滑化を図るため、補聴器の購入又は修理に係る費用に対し補助をする	18歳未満の対象児		
126	障がい児通園施設利用児療育支援事業	障がい児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減する	7歳未満の対象児		
127	障がい児をもつ親の会への支援	障がい児をもつ親の会への相談支援	障がい児の保護者		
<b>●障害者自立支援給付費（児童分）</b>					
128	補装具給付事業	身体障害者手帳所持者が購入する補装具（車椅子、短下肢装具等）の購入費を給付する	18歳未満の対象児	福祉課	
129	居宅介護サービス事業（ホームヘルプサービス）	居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う	18歳未満の対象児		
130	児童デイサービス事業（児童発達支援放課後等デイサービス）	通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う	18歳未満の対象児		
131	短期入所サービス事業（ショートステイ）	保護者の病気その他の理由により児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行う	18歳未満の対象児		
132	行動援護サービス事業（外出支援）	著しく判断能力が制限されている児童の外出を支援する	18歳未満の対象児		
133	育成医療	身体に障がいのある児童が、障がいを除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために指定医療機関で必要な医療を受けた場合に医療費を助成する	18歳未満の対象児		
<b>●障害者地域生活支援事業（児童分）</b>					
134	相談支援事業	障がい児、保護者、介護者等からの障がい児の福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う	身体・知的・精神の障がい児とその保護者、介護者	福祉課	
135	日中一時支援事業	障がい児の家庭の就労支援及び介護者の休息を目的として、障がい児の日中における活動の場を確保する	18歳未満の身体・知的・精神の障がい児		
136	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい児について、地域での自立生活及び社会参加の促進を図る為、外出のための支援を行う	18歳未満の身体・知的・精神の障がい児		
137	障害者訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度の障がい児に対して、利用者宅で介助による入浴又は簡易浴槽による入浴サービスを行う	18歳未満の身体障がい児		
138	日常生活用具給付等事業	重度障がい児に対し、日常生活支援のための用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る	18歳未満の身体・知的障がい児		
<b>●児童手当・福祉医療費</b>					
139	児童手当支給事業	児童を養育する保護者のうち、高等学校修了までの児童を養育する者に児童手当を支給する	児童の養育者	子育て支援課	変更
140	子ども福祉医療費給付事業	満18歳の年度末までの子どもが医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成をする	満18歳の年度末までの子ども	国保医療課	
141	未熟児養育医療給付事業	養育のため指定医療機関へ入院して治療を行う必要のある子どもに対して医療の給付を行う（1歳の誕生日の前々日まで）	出生体重が2000g以下又は身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の子ども		